

# 所得税の申告は東村山税務署へ!

東村山税務署 ☎042-394-6811

## 申告書作成会場開設は2月1日(火)から

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告書作成会場を、2月1日(火)から3月15日(火)までの平日午前8時30分～午後4時(申告書の提出は午後5時まで)に開設します。

### ●入場整理券

混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況によっては、早めに受け付けを締め切ることがあります。

入場整理券の入手方法は次の通りです。

①当日、東村山税務署で入手②事前にLINEアプリで入手(国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して手続き。日時指定ができます)

### ●休日受付

土・日曜日、祝日は、税務署の閉庁日ですが、2月20日(日)・27日(日)は確定申告相談および申告書の提出のみ受け付けます。

場いづれも東村山税務署(東村山市本町一丁目)

※1月11日(火)以降、税務署には庁舎外も含めて駐車場はありません。公共交通機関での来場をお願いします。

※来場の際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。また、会場では手指の消毒および検温にご協力ください。

## 国税庁ホームページからパソコンやスマートフォンで申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などで申告書を作成することができます(操作方法などについては、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901へお問い合わせください)。

### ●作成した申告書の提出方法

▶マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンを利用する「マイナンバーカード方式」で電子申告(e-Tax)

▶税務署で発行するIDとパスワードを使用する「ID・パスワード方式」で電子申告(e-Tax)

※事前に税務署で対面での本人確認が必要になります。運転免許証などの本人確認書類を持参し、お近くの税務署でお手続きください。

※マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

▶プリンタで印刷して、郵送などにより税務署に提出



国税庁ホームページ

## 「キャッシュレス納付」が便利です!

### ●申告と納税の期限(令和3年分)

・所得税および復興特別所得税…3月15日(火)

・消費税および地方消費税…3月31日(木)

・贈与税…3月15日(火)

### ●納付方法

・ダイレクト納付…事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付できます。

・インターネットバンキング…インターネットバンキングにより国税を電子納付できます。

・クレジットカード納付…専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して内容を登録し、納付できます。

・振替納税…事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。【振替納付日】所得税および復興特別所得税=4月21日(木)、消費税および地方消費税(個人事業者)=4月26日(火)

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です

税務署窓口でご提出の際は、事前に「マイナンバーカード」または「番号確認書類<sup>※1</sup>と身元確認書類<sup>※2</sup>」のご準備をお願いします。なお、郵送で申告書を提出する場合は、「マイナンバーカード」の両面または「番号確認書類と身元確認書類」の表面の写しを添付してください。

※1:通知カード、マイナンバー記載のある住民票の写しなど。

※2:運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など。

※e-Tax(電子申告)では、上記書類の提示または写しの添付は必要ありません。

## 「医療費控除の明細書」の添付を忘れずに!

医療費控除を受ける際には「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(領収書の提出は不要です)。「医療費控除の明細書」を作成する際は、医療費を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

また、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください(税務署から求められたときは、提示または提出する必要があります)。

※国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで医療費控除の明細書を作成できます。

## 年金申告不要制度について

公的申告などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつその公的年金などの全部が源泉徴収の対象となっている場合に、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

※所得税などの申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

## にせ税理士にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは、税理士法によって禁止されています。

税務書類の作成依頼は正規の税理士に依頼しましょう。

☎にせ税理士の情報について=東村山税務署総務課 ☎042-394-6811、税理士に関する問合せ=東京税理士会東村山支部 ☎042-394-7038

## 東京税理士会東村山支部による無料申告相談

税理士による無料申告相談と申告書の作成を行います。

混雑回避のため、原則として事前申込みが必要となります。予約がない場合、当日受け付けできないことがありますのであらかじめご了承ください。☎小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税(所得金額が高額な場合や譲渡所得があるなど相談内容が複雑な場合、申告書などの提出のみの場合は税務署へ) 日2月2日(水)・3日(木)・4日(金)の午前9時30分～午後3時30分 場アムユ

ーホール 申①申込み専用番号 ☎0570-007-695へ電話、

または②専用フォーム(右記QRコード参照)から申込み。①は1月11日から、②は1月5日から受け付け開始

※マスクの着用、少人数での来場、手指の消毒、検温

にご協力ください。また、車での来場はご遠慮ください。



詳しくはこちら(市ホームページ)

## 清瀬市公式SNSをご利用ください

市からのお知らせや防災情報は、市公式ホームページの他、ツイッター、フェイスブックでも発信しています。

また、市の公式インスタグラムもあります。清瀬の魅力あふれる写真が撮れたら、ぜひ「#清瀬コレクション」@city\_kiyoseをつけて投稿してみてください。

☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-

497-1808



清瀬市公式フェイスブック



清瀬市公式ツイッター



清瀬市公式インスタグラム

※QRコードが読み取りにくい場合は、読み取りたいQRコード以外を隠すなど複数のQRコードが写りこまないようにしてください。

## 令和4年清瀬市成人記念式典のご案内

市では、成人記念式典を行う予定です。☎平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 日1月9日(日)①二中・五中学区域=午前10時～10時40分(開場は午前9時40分) ②清中・三中・四中学区域=午前11時40分～午後0時20分(開場は午前11時20分) 場清瀬けやきホール

◆けやきホール周辺にお住まいの皆さまへ

式当日、けやきホール周辺の

安全面に配慮し、職員と交通指導員の誘導により新成人が会場付近にとどまらないよう努めます。

近隣にお住まいの皆さまにはご不便をおかけしますが、本式典へのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

☎生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815



詳しくはこちら

## 納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 日1月26日(水)・27日(木)午後8時まで  
■日曜納税・納税相談 日1月30日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 日1月8日(土)午前9時～正午  
場いづれも市役所徴収課窓口☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045